

風致地区における樹木の取り扱いについて

- ・計画区域内の内、風致地区の一部エリアにおいて、東京都風致地区条例に基づく伐採の許可申請を行い、2023年2月28日付で許可をいただきました。
- ・申請した伐採対象の樹木3,028本の内、約9割は個別にカウントが困難な群生低木であり、面積から推計した推計値となります。
- ・低木についても伐採本数を上回る新植を実施し、本プロジェクトにおける開発後の緑の面積の割合は約25%から約30%に増加する予定です。また、伐採した樹木の利活用を引き続き検討してまいります。

■群生低木の例（植え込みのツツジ類等）



1. 神宮外苑地区まちづくりにおける将来の緑化計画について

当サイト内の「神宮外苑地区のみどりについて」のページ※に記載の通り、神宮外苑地区第一種市街地再開発事業（以下、「本事業」）区域に聖徳記念絵画館前のエリアを加えた整備計画（以下、「本プロジェクト」）においては、伐採する樹木（低木含む）の本数以上の新植を行う計画となっております。開発後には樹木の本数は増加する見込みであり、緑の面積の割合も約25%から約30%に増加する予定です。また、伐採した樹木については、利活用を引き続き検討してまいります。

※ <https://www.jingugaienmachidukuri.jp/green/>

2. 今回の東京都風致地区条例許可申請の概要

本事業において、2023年2月17日に東京都風致地区条例（以下「風致条例」）に基づき、樹木の伐採に関し新宿区に申請（以下「本申請」）し、同年2月28日付で許可をいただきました。

本申請は、建国記念文庫エリアの一部樹木移植工事、明治神宮第二球場の解体工事、及び明治神宮野球場の駐車場出入口の移動工事及びこの工事期間中の臨時駐車場改修工事に伴うものとなります。

※本申請の対象エリアは2ページ目をご参照ください。

3. 本申請（上記2）の対象樹木

環境影響評価では、樹木の状況及び、本事業実施に伴う保存の適否や移植の可否等を調査するため、樹高3.0m以上の樹木を対象に活力度調査を行っております。

本申請では、風致条例に基づき、高木（樹高5.0m超）、中木（樹高3.0m超）に加え、低木（高木及び中木以外の木竹）の伐採を申請いたしました。低木については、約9割が個別にカウントが困難な群生低木（生垣のモクセイ類や植え込みのツツジ類等）であるため、「面積：㎡あたり4本」または「植栽帯長さ：mあたり3本」の設定により2,690本を推計値として申請しております。本申請における伐採本数の内訳は以下の表の通りです。なお、群生低木の多くはお互いに根が絡み合っていることから根鉢の確保ができず、移植が困難となります。

■本申請における伐採本数の内訳

	高木	中木	低木		合計
	実数	実数	実数	推計値	
本数	23	7	308	2,690	3,028

※低木の実数については、カウント可能な群生低木と木立低木の合計本数となります。

低木の推計値については、群生低木の内、上記3記載の計算方法で推計した本数となります。

今後も本プロジェクトの事業進捗に応じて、風致地区内にて樹木の伐採が必要な場合には、風致条例に基づく樹木の取り扱いに関し、適宜必要な申請を行ってまいります。

■参考：風致地区及び本申請範囲

